

## 交通法令違反（反則）事件の適正な捜査処理（概要）

昭和45年8月20日発交規指第293号  
警察本部長から各部・課・官・隊・校・署長あて

改正 平成4年2月26日交指発第91号

- 対号 昭45.8.18発交規指257「交通反則切符の様式等の制定  
ならびに告知および交通反則告知書等の作成要領」(通達)  
昭45.8.18発交規指258「通告関係業務実施要綱の制定  
実施」(通達)  
昭43.6.13発交1-360「道交法違反事件迅速処理のため  
の共用様式の実施」(通達)  
平元.1.20交指発37「交通法令違反（反則）事件の適正な  
捜査処理（通達）の一部改正について」(通達)

道路交通法令違反（反則）事件の迅速処理のための共用書式および反則通告制度の運用については、対号通達により実施されているところである。

昭和45年8月20日施行の道路交通法の一部改正を機に、従前の関係例規を統一整理したので道路交通法違反（反則）事件の円滑かつ適正な捜査処理が実施されるよう遺憾なきを期せられたい。

### 記

#### 1 交通指導取締り体制の確立

交通警察官、外勤警察官を街頭に多く配置し交通監視、その他の街頭活動を強化するとともに地域住民の安全確保のためになされる外勤警察官の所管区活動の中でも大きな比重を占める交通要点での交通監視、歩行者の保護誘導等の活動を積極的に行うことによって交通事故の防止とくに死亡事件の抑制を図ることは喫緊事であるといえる。

そのためには、交通取締り体制を確立しなければならないが警察署の取締り計画に隙が生じないよう機動隊、交通機動隊と連絡を密にし、機動力を駆使した部隊行動による集中的な交通取締りの実施を考慮すること。

#### 2 交通指導取締り活動の積極化

##### (1) 歩行者等の保護活動の強化

交通上弱者の立場にある歩行者とくに高齢者、こどもに対しては保護誘導に努め、また、歩行者、自転車乗りで危険な歩行、操縦をしているものには適切な指導警告を行うこと。

(2) 通常勤務に併行する指導取締り

交通事故防止は、日常勤務に併行して間断なく行われることが効果的であることは論をまたないのでこれが推進の指導教養に努め、とかく看過されがちである迷惑危険な違反行為を萌芽のうちに抑止すること。

3 教養の徹底

(1) 個別教養

適正かつ妥当な取締りは、法令の趣旨、内容を理解してはじめて可能であり、また、交通（反則）切符の記入要領についても過誤のないよう十分な教養を行うこと。

(2) 幹部による審査

立件、告知警察官から報告された交通違反原票等の関係書類については幹部の決裁段階において、その状況をは握し必要な補正を行うこと。

4 各罪種の解釈および取扱い

(1) 無登録自動車の車種の取扱い（臨時運行許可も含む。）

無登録自動車の道路交通法（以下「道交法」という。）第3条に規定する「自動車の種類」については次により取扱う。

ア 完成車であって車体の大きさ等が道交法施行規則（以下「規則」という。）第2条に定める大型自動車に該当すると認められるものについては大型自動車とする。

イ 未完成車については普通自動車とする。未完成車とは、大型自動車として製造または、改造の過程にあるものであって工場間または試験場との間を廻送のため臨時運行許可証により運行する物品積載装置、客室装置のないいわゆるシャーシーだけの自動車をいう。

ウ 完成車であっても、規則第2条に定める大型自動車の車種基準に適合しないものについては、普通自動車として取扱うことは従前のおりである。

エ 交通（反則）切符の車種記載

大型自動車の完成車のうちバスとしての客室装置を有するものは大型車欄の「バス」を、それ以外のものは同欄の「貨物」をそれぞれ 印で囲むこと。未完成車にあっては、すべて普通車欄の「貨物」を 印で囲むこと。

(2) 他の自動車をけん引する自動車の運転者が積載、重量の制限に違反した場合の違反行為の種類の特定

(3) 過失による無免許運転者の取扱い

(4) 運転者管理センターの発足に伴う無免許運転の立証

(5) 道交法違反の競合関係等罪数の適用

5 物件事故に対する交通（反則）切符の適用

(1) 非反則行為に該当する違反行為

(2) 反則行為に該当する違反行為

(3) 捜査処理要領

#### 6 道交法違反事件の送致要領

(1) 県内居住者の送致

(2) 県外居住者の送致

(3) 反則該当事件関係書類の送達

(4) 送致手続の特例等

#### 7 交通（反則）切符適用事件の処理

(1) 即決処理の原則

(2) 取締り警察官の措置

(3) 所属長の措置

(4) 受移送警察署長の措置

(5) 事件移送時の注意事項

(6) 交通違反三者即決処理日の不出頭者に対する強制措置